

パートナーシップ構築宣言公表要領

令和2年5月18日
未来を拓くパートナーシップ構築推進会議

1. 公表の方法

- ①パートナーシップ構築宣言（以下「宣言」という。）に賛同する企業は、別添の雛形に沿って宣言を作成する。ただし、業種の特性に応じて、宣言の趣旨を変えない範囲において、宣言内容を修正できる。
- ②公表は、中小企業庁が依頼する団体（以下「団体」という。）が運営するポータルサイトへの掲載によるものとする。
- ③企業は、以下に該当しない旨の宣誓書を添付の上、団体に宣言の掲載を申し込むものとする。
 - ・役員に、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）がいないこと。
 - ・暴力団員等が企業の事業活動を支配していないこと。
 - ・2②により、宣言のポータルサイトでの掲載が取りやめになったことがある場合にあっては、取りやめになった日から1年を経過していること。
- ④団体は、③の宣誓書が添付されている場合には、宣言をポータルサイトに掲載するものとする。

2. 掲載の取りやめ

- ①宣言を行った企業（以下「宣言企業」という。）に対して下請中小企業振興法第4条に基づく指導又は助言を行ったときその他宣言企業が宣言を履行していないと認めるときは、業所管省庁は、中小企業庁を経由して、団体に対して当該宣言企業の宣言の掲載を取りやめることを求めることができる。
- ②①の求めがあった場合には、団体は、当該宣言企業の宣言の掲載を取りやめるものとする。

3. その他

上記のほか、宣言の公表及び掲載の取りやめに当たって必要な事項は、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）及び経済産業大臣が定める。